

**随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書**

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p style="text-align: center;">今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飛驒エアパークは、農道離着陸場とヘリポートの2つの場外離着陸場を併設する施設である。 農道離着陸場は、県営土地改良事業として整備され、平成7年度に、農産物空輸による「飛驒ブランド」の確立や新銘柄産品、産地づくりなど新たな農業展開を目指し開場したものである。 その後、県単独事業で整備された防災拠点としてのヘリポートを、農道離着陸場と併せて、県が一体的に管理することとなった。 ・平成9年に大阪航空局（富山県、岐阜県及び愛知県から西の区域を管轄）により一体的管理方法が認められた際の条件として、「無線通信による航空機の安全管理体制の整備を図ること」とされた。 このため、飛驒エアパークの管理運営を安全に遂行するためには、電波法（昭和25年法律第131号）に基づく無線局の開設が必要となる。 <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人飛驒エアパーク協会は、飛驒エアパークの開場当時に、地元自治体（高山市、飛驒市、白川村）、飛驒農業協同組合、飛驒ミート農業協同組合連合会が会員となり、農産物空輸等を目的として設立された法人であり、飛驒地域で生産される高原野菜を高鮮度で空輸し、東京をはじめとした大消費地でのブランド化、販路拡大に努めている唯一の法人である。 ・無線局については、電波法関係審査基準により、複数の者が同一目的、同一場所で開設することはできないとされていることから、現在、無線局を開設している飛驒エアパーク協会以外の者は、新たに無線局を開設することが困難である。 ※飛驒エアパーク無線局（電波法第4条） 当初開設年月日：平成9年12月1日 ※以降、5年ごとに更新。 無線局設置者：一般社団法人飛驒エアパーク協会（130.75MHz 10W） 設置目的：飛行援助用 無線従事者（電波法第40条）：航空特殊無線技士2人 <p>このため、本件業務を委託できるのは、同協会のみである。</p>